

埼玉県医療提供施設等光熱費等高騰対策支援金交付要綱

(目的)

- 第1条 県は、光熱費等の物価高騰の影響を受けた医療提供施設等に対し、その影響の一部を緩和するため、予算の範囲内において埼玉県医療提供施設等光熱費等高騰対策支援金（以下、「本支援金」という。）を交付する。
- 2 本支援金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象)

- 第2条 交付対象は、次の各号の全ての要件を満たすものとする。
- 一 令和7年2月1日現在において、医療法等に基づく許可を受けている、又は届出を行っている、開設場所が埼玉県内にある以下の医療提供施設（施術所にあつては、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律及び柔道整復師法に基づく届出を行っている施設、医療保険が適用される歯科技工を行っている歯科技工所）等本支援金の趣旨、目的に照らして本支援金の交付が適当であると考えられるもの。
- (ア) 病院
- (イ) 診療所（医科・歯科）
- (ウ) 分娩取扱助産所
- (エ) 調剤を実施する薬局
- (オ) 施術所
- (カ) 歯科技工所
- 二 第4条第1項の規定に基づく交付申請日時点において、事業を実施しており、県が定める日まで事業継続の意思があること。
- 三 代表者、役員、従業員又は構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は反社会的勢力（以下、「暴力団等」という。）に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していないこと。

(交付額)

- 第3条 本支援金は、別表に掲げる医療提供施設等の区分、電気契約形態及びガス契約形態に応じ算定するものとし、単価は別表右欄に定める額とする。
- 2 別表中の交付額の基礎となる電気契約形態の区分における「特別高圧契約」及び「高圧契約」並びにガス契約形態の区分における「都市ガス」は、本支援

金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）が自ら契約している場合に限ることとし、申請者がテナント事業者等の契約の主体でない場合の区分は「その他」とする。

- 3 別表中の交付額の基礎となる病床は、交付申請日時点において現に病床を使用し、今後も使用する意思がある病床に限るものとする。

（交付の申請等）

第4条 申請者は、申請書兼請求書（様式第1号）を令和7年6月30日までに知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書兼請求書のうち、請求書は第7条の規定に基づく本支援金の額の確定通知後に効力を発するものとする。
- 3 知事は、申請者が正当な理由なく、第1項の申請書兼請求書の補正に応じない場合は、当該書類の効力を失う旨を通知するものとする。
- 4 知事は、申請者が申請した場合において、令和7年7月31日までに第5条第2項第三号から第五号に掲げる添付書類の提出に応じない場合は、第3条の別表に掲げる「電気契約形態」及び「ガス契約形態」において「その他」区分での申請があったものとみなし、規則第5条の規定による交付の決定及び同第14条の規定に基づく交付額の確定を行うものとする。
- 5 本支援金には消費税及び地方消費税は含まないため、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告は要さない。

（添付書類）

第5条 規則第4条第2項第1号から第4号の書類は省略するものとする。

- 2 規則第4条第2項第5号の書類は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 対象施設一覧（様式第2号）
 - 二 本支援金振込先の口座に関する情報（金融機関名、口座番号、名義人等）が分かる書類（預金通帳の写し等）
 - 三 別表に掲げる医療提供施設等の電気契約形態を証する資料（知事が必要と認める書類に限る。）
 - 四 別表に掲げる医療提供施設等のガス契約形態を証する資料（知事が必要と認める書類に限る。）
 - 五 その他、知事が必要と認める書類
- 3 令和5年度中に埼玉県医療提供施設光熱費高騰対策支援金の交付決定を受けている申請者は、前項第三号及び第四号に掲げる書類の提出は省略可能とする。ただし、前述の交付決定後に以下のいずれかに該当し、それに基づく申請を行う場合は、その限りでない。

- 一 電気契約形態又はガス契約形態に変更があった場合
- 二 開設主体に変更があった場合
- 三 開設する医療提供施設の所在地を変更した場合
- 四 医療提供施設の建て替えを行った場合

(交付の条件)

第6条 規則第6条の規定による交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 令和7年2月1日以降に埼玉県高齢者施設等光熱費等高騰対策支援事業補助金その他の埼玉県の光熱費等高騰対策支援金を重複して申請していないこと。
- 二 偽りその他不正の手段を用いて、埼玉県からの補助金、支援金等金銭の交付を受け又はその交付の申請をしていないこと。

(交付決定の通知等)

第7条 規則第7条の交付決定通知書及び同第14条の確定通知は交付決定・確定通知書(様式第3号)のとおりとする。

- 2 知事は、申請者が第2条、第5条及び前条の規定により、本支援金の交付の要件を満たしていないものと認められるときは、本支援金を交付しない。
- 3 前項の規定により、本支援金を交付しないことを決定した場合は、不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(支援金の実績報告)

第8条 規則第13条の本支援金の交付に係る実績報告は、第4条第1項の規定による申請書兼請求書の提出によりなされたものとみなす。

(本支援金の支払い)

第9条 本支援金の支払いは、額の確定通知後、請求に基づき口座振込により行う。

(状況報告及び是正措置等)

第10条 知事は、本支援金の交付に関して必要な場合は、申請者又は本支援金の交付決定を受けた者に対して事業所等の検査又は報告を求めることができる。

- 2 知事は、前項の検査又は報告の結果、本支援金の交付に疑義がある場合は、必要な是正措置を求めることができる。

(決定の取消し等)

第11条 知事は、交付決定を受けた者が、交付決定後に交付対象でない事実や不法又は不正な行為を行ったことが明らかになった場合は、交付決定を取り消すことができる。

2 前項の規定は、本支援金の支払後においても適用があるものとする。

3 規則で定める補助金の返還、加算金及び延滞金の規定は、前2項の規定による取消しをした場合について準用する。

(本支援金の支払いが完了されない場合の取扱い)

第12条 知事が第7条第1項の規定による交付決定・確定通知書を当該申請者に通知した後、第5条第2項第2号の規定に基づき提出のあった本支援金の振込先口座(指定先口座の変更を届け出ている場合にあっては、当該届出をした振込先口座とする。)に振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、振込先口座への振込みが当該医療提供施設等の廃止に伴う口座停止等の事由により完了できない場合は、辞退の届出があったものとみなし、本支援金を支給しないことができる。

2 前項の規定を適用した場合は、交付決定を取り消すものとする。

(その他)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年3月31日から施行する。

2 第2条第2号に定める「県が定める日」は令和7年6月30日とする。

別表（第3条関係）

医療提供施設等の区分	電気契約形態	ガス契約形態	交付額
病院、診療所（医科・歯科）（患者を入院させるための施設を有するもの）、分娩取扱助産所	特別高圧契約	－	1床あたり 45,000円
	高圧契約		1床あたり 40,000円
	その他		1床あたり 27,000円
診療所（医科・歯科）（患者を入院させるための施設を有しないもの）、調剤を実施する薬局	特別高圧・高圧契約	都市ガス	1事業所あたり 33,000円
		その他	1事業所あたり 29,000円
	その他	都市ガス	1事業所あたり 21,000円
		その他	1事業所あたり 17,000円
施術所、歯科技工所	－	都市ガス	1事業所あたり 12,000円
		その他	1事業所あたり 10,000円